

富士市須津まちづくりセンター指定管理者候補者の審査結果について

富士市須津まちづくりセンターの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正で、より効果的・効率的に管理運営を行うことができる指定管理者について、審査項目に基づき厳正に審査した結果、次のとおり候補者を選定しました。

1 施設の概要

施設 の 名 称	富士市須津まちづくりセンター
設 置 目 的	地区住民による主体的なまちづくりを支援し、市民に密着した行政サービスの充実を図り、地区住民と行政の協働によるまちづくりを進めることを目的とする。
所 在 地	富士市中里1143番地の1
施 設 概 要	(1) 構造 鉄筋コンクリート2階建 (2) 面積 敷地面積 1,611.08㎡ 延べ床面積 574.31㎡ (1階289.91㎡、2階284.40㎡)
施 設 構 成	(1) センター棟 (2) 駐輪場 (3) 駐車場 (4) センター倉庫 (5) 防災倉庫
竣 工 年 月 日	平成3年3月15日

2 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者となる団体の妥当性を判断するため、外部有識者等からなる「富士市市民交流施設指定管理者選定評価委員会」において、書類審査、プレゼンテーション審査及び質疑応答により、総合的に評価・選定を行いました。

3 指定管理者選定評価委員会による審査

委 員 会 の 開 催	第1回 選定評価委員会 令和3年7月26日(月) 第2回 選定評価委員会 令和3年9月21日(火)
委 員 構 成	委員長 石川 雅典 (常葉大学社会環境学部長) 委員 大石 育三 (有)大石ビジネスコンサルティング代表取締役) 委員 岡田 好史 (清水銀行理事富士支店長) 委員 長岡 路子 (公認会計士)
応 募 者	一般社団法人 須津地区まちづくり協議会
選定に当たって重視する事項	地区住民による主体的なまちづくりを支援し、市民に密着した行政サービスの充実を図り、地区住民と行政の協働によるまちづくりを進めると

	<p>いう施設の設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営を効果的、効率的に行うことができること。</p>																												
指 定 管 理 者 に 求 め る レ ベ ル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公の指定管理施設である本施設の管理運営にあたって意欲を持っていること。 ・ 地域住民の発想による新たなまちづくり活動に関して相談体制、支援体制を有していること。 ・ 地域コミュニティが継続していくためのまちづくり活動の推進に関する提案事項を持っていること。 ・ 施設の目的等を踏まえた、自主事業についての提案を有し、利用者からの意見を受入れ改善等を検討する方策を持っていること。 ・ 利用者が安心・安全に施設を利用するため、安全を確保する日常点検や警備、衛生管理のための施設の清掃等を行う能力を有していること。 ・ 施設を管理運営するための組織体系及び人員配置計画を有していること。 ・ 安定した事業運営のための収支計画を持っていること。 																												
審 査 項 目 及 び 配 点	<p>上記「重視する事項」及び「指定管理者に求めるレベル」の充足度を総合的に評価するため、以下のとおり審査項目及び配点を設定しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>審査項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">指定管理に係る基本方針</td> <td>事業への参加動機、意欲</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>施設の意義や目的を踏まえた指定管理の取組方針</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>まちづくり活動に関する相談支援体制</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>まちづくり活動の推進に関する提案事項</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">運営管理業務に関すること</td> <td>基本的な運営内容</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>市民サービスの向上策と</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>利用者とのトラブルへの対応方法</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>PR活動の方策</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>自主事業などに係る提案事項</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>維持管理業務に関すること</td> <td>施設利用者の安全確保及び衛生管理に関すること</td> <td>5点</td> </tr> </tbody> </table>	大項目	審査項目	配点	指定管理に係る基本方針	事業への参加動機、意欲	10点	施設の意義や目的を踏まえた指定管理の取組方針	5点	指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方	5点	まちづくり活動に関する相談支援体制	10点	まちづくり活動の推進に関する提案事項	10点	運営管理業務に関すること	基本的な運営内容	5点	市民サービスの向上策と	5点	利用者とのトラブルへの対応方法	5点	PR活動の方策	5点	自主事業などに係る提案事項	10点	維持管理業務に関すること	施設利用者の安全確保及び衛生管理に関すること	5点
大項目	審査項目	配点																											
指定管理に係る基本方針	事業への参加動機、意欲	10点																											
	施設の意義や目的を踏まえた指定管理の取組方針	5点																											
	指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方	5点																											
	まちづくり活動に関する相談支援体制	10点																											
	まちづくり活動の推進に関する提案事項	10点																											
運営管理業務に関すること	基本的な運営内容	5点																											
	市民サービスの向上策と	5点																											
	利用者とのトラブルへの対応方法	5点																											
	PR活動の方策	5点																											
	自主事業などに係る提案事項	10点																											
維持管理業務に関すること	施設利用者の安全確保及び衛生管理に関すること	5点																											

		施設の維持保全など円滑な運営に関すること	5点
	業務の実施体制に関すること	適切な管理運営のための組織体系及び人員体制	5点
		人材育成の考え方	5点
		リスクマネジメントの考え方	5点
	収支に関すること	指定期間における収支見込	5点
	合計		100点
審 査 結 果	<p>1 項目ごとの評価</p> <p>項目ごとに評価点を設定し、採点を行いました。</p> <p>指定管理者候補者に選定された事業者に対する評価の概要は次のとおりです。</p>		
	<p>(1) 指定管理に係る基本方針について (40点中 28点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の事業に携わるという意識を持ち、指定管理施設の管理を行うにあたっての意欲を十分に有し、「住みよいまち、住み続けたいまち「須津」をつくります」という「まちづくり行動計画」のもと持続可能なコミュニティ形成に向けた熱意を持っていた点が高い評価を受けました。 ・ 人材バンクの設置、意見箱の設置を行い、丁寧に住民の意見を拾い上げる姿勢が見られ、積極的に地区の課題を把握するための方策を持っているとの評価を受けました。 ・ 地区の課題をとらえた解決策が提案されており、施設の設置目的や施設運営の基本方針に合致した取り組みが示されているとの評価を受けました。 		
	<p>(2) 運営管理業務に関することについて (30点中 18.25点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者とのトラブルの対処法について、一部不明瞭であったため、後日、追加資料の提出を求められ了承を得られました。 ・ 基本的な施設の運営管理業務の実施について、適切な考え方や実施計画が示されているとの評価を受けました。 ・ 施設を利用した自主事業のPR方法について、まちづくり協議会会報「須マイル」の発行、図書コーナーに設置している「山崎文庫」の拡充、まちづくり協議会全体の活動報告としての「新聞」発行の他、ホームページやSNSを活用したデジタル化も進め、地区住民との距離感を縮めようとする点やコミュニティスクール活動等、世代間の交流の考え方について示されているとの評価 		

	を受けました。
	<p>(3) 維持管理業務に関することについて (10点中 6点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安心・安全に施設を利用するための日常点検や警備、衛生管理のための具体的な方策について示されており、適切であるとの評価を受けました。 ・施設の保守・修繕について施設の機能を健全に維持するための具体的な方策が提案されており、適切であるとの評価を受けました。
	<p>(4) 業務の実施体制に関することについて (15点中 9点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を運営するための組織体系について、一部不明瞭であったため、後日、追加資料の提出を求められ了承を得られました。 ・施設の運営管理業務を適切に行うための人員体制が整っており、性別や年齢構成などの考え方が適切であるとの評価を受けました。 ・職員の質的向上を目指す基本研修について、施設の特徴を踏まえた方策が具体的に示されているとの評価を受けました。 ・施設利用者の安全を守るための防犯・防災対策、感染症拡大防止としての具体的な方策、事故発生時の対応策などが適切なものとなっているとの評価を受けました。
	<p>(5) 収支に関することについて (5点中 3点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務を遂行するにあたり、必要となる経費が適正に計上されており、また、収支のバランスがとれているとの評価を受けました。
	<p>2 最終的な審査結果</p> <p>合計得点が評価基準点(60点)を上回り、指定管理者候補者としての適格性を有すると認められたため、指定管理者候補者として決定しました。</p>
評 価 点	64.25点